

令和4年度第2回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定
（令和4年7月28日（木）午後5時～ 場所：職員会館メルクス 2階中小会議室）

1 委員の紹介・審議会の説明

2 会長・副会長の選任

3 諮問案件の審議

- (1) 久留米市会計年度任用職員システムの導入に伴い、会計年度任用職員の個人情報を、委託事業者が運用するデータセンターとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：総務部人事厚生課

- (2) 保育所・幼稚園の現況届確認業務及び給付認定申請書の入力業務において、現況届及び保育・教育給付認定申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：子ども未来部子ども保育課

4 令和3年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告（通年）

5 令和3年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告

6 その他

4人第581号
令和4年7月20日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 原口 新五
(総務部人事厚生課)

諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

久留米市会計年度任用職員システムの導入に伴い、会計年度任用職員の個人情報を、委託事業者が運用するデータセンターとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【諮問案件1】

久留米市会計年度任用職員システムの導入に伴い、会計年度任用職員の個人情報、委託事業者が運用するデータセンターとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：総務部人事厚生課

1 業務概要

令和2年4月の地方公務員法の改正により、本市においても会計年度任用職員を任用し、公務に活用している。

各部局で任用する会計年度任用職員については、その管理がシステム化されておらず、任用情報の管理や給与計算、勤怠管理等の事務により全庁的に負担が増している。

また、改正地方公務員等共済組合法が令和4年10月から施行され、会計年度任用職員を含む非常勤職員が、地方公務員共済組合に加入することになる。これに伴い発生する健康保険等被保険者資格の得喪や掛金・負担金の算定事務等も膨大なものとなることを見込まれる。

これらの課題に対して、各部局で任用する会計年度任用職員の人事管理、勤怠管理、給与計算等について、一元的に管理することで全庁的な事務の正確性、効率性を高めながら大幅なコスト削減を図ることを目的として、令和4年度中の会計年度任用職員システム（以下「システム」という。）の導入を検討している。

今回、導入を予定しているシステムは、LGWAN（※1）環境下のデータセンター（別紙一1）で動作するクラウド型を前提としており、当該データセンターへの会計年度任用職員の個人情報の送信について、オンライン結合の承認を求めるものである。

※1 LGWAN

自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用のネットワーク。情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一定のセキュリティを設けているため、通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

2 提供する個人情報の内容

会計年度任用職員の住所、氏名、生年月日、性別、世帯員情報、人事管理に関する情報、給与に関する情報、勤怠管理に関する情報

3 公益上の必要性について(条例第10条第1項第2号)

システムの導入により、次の事務等をシステム化でき、全庁的な事務の省力化と迅速性、正確性の向上が期待され、法改正に適切に対応できる。導入効果は、年間 12,573千円（約10,487時間×1,200円）を見込んでいる。

- ・ 辞令書、勤務条件説明書の作成
- ・ 給与格付け時の前歴確認
- ・ 毎月の勤怠管理、給与計算
- ・ 財務会計での負担行為起票
- ・ 会計室における審査事務
- ・ 年休付与時の継続勤務期間の確認 等

また、導入予定のシステムは、サーバ機器等を庁舎内に設置して運用するオンプレミス型ではなく、L G W A N 環境下に構築されるクラウド型を利用することで、サーバ機器等のメンテナンスや緊急時対応に要する維持管理費用・職員人件費等を削減することができる。

以上のような理由から、会計年度任用職員の個人情報、委託事業者が運用するL G W A N 環境下のデータセンターとオンライン結合を行うことは、公益上の必要性がある。

4 個人の権利利益を侵害するおそれについて(条例第10条第1項第2号)

導入予定のシステムは、専用回線に接続されており、外部のインターネット環境とは切り離されたL G W A N 環境下(別紙-2)にある。

なお、データセンターは、委託事業者が、レンタルサーバサービスを業とする事業者からレンタルしているものであるが、当該レンタル事業者はプライバシーマーク(※2)及びI S O 2 7 0 0 1 (※3)を取得している。また、データセンター自体も大規模災害の影響を受けにくい場所に設置され、セキュリティレベルに応じた区分分離、個人認証、各設備への入退室が管理されており、システム及び機器の稼働状況については、24時間365日リモート監視されているなど、物理的安全性についても担保されている。

さらに、システムそのものについても、利用する職員側にパスワードとICカードによる2要素認証を設定し、ログインログ・操作ログを管理することで、セキュリティ対策を講じている。

以上のことから、情報漏えい等のリスクは低く、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

※2 プライバシーマーク

一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的に高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

※3 I S O 2 7 0 0 1

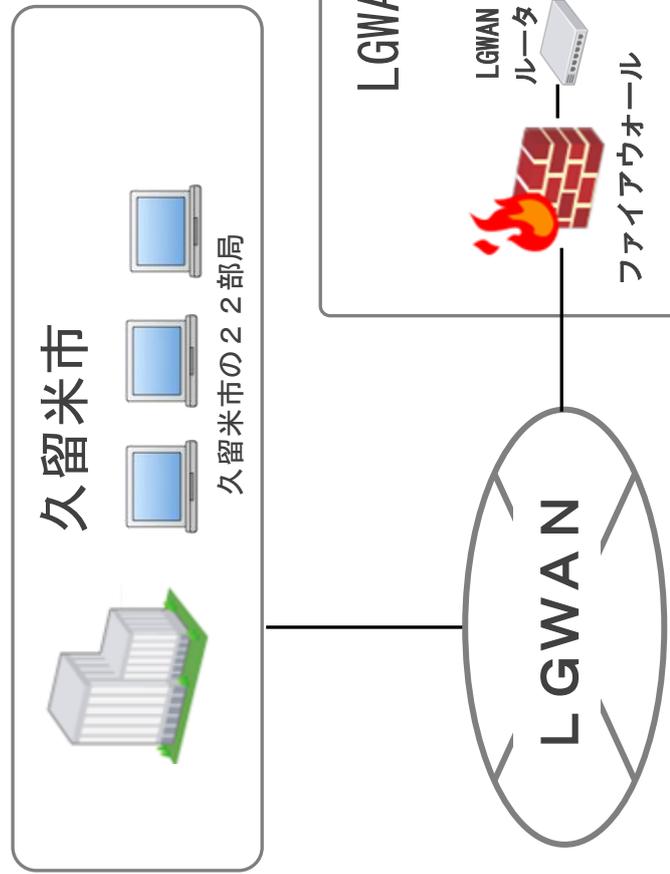
情報セキュリティに関する国際標準規格。情報セキュリティ全般に関するマネジメントシステム規格である。

5 実施時期

審議会承認後

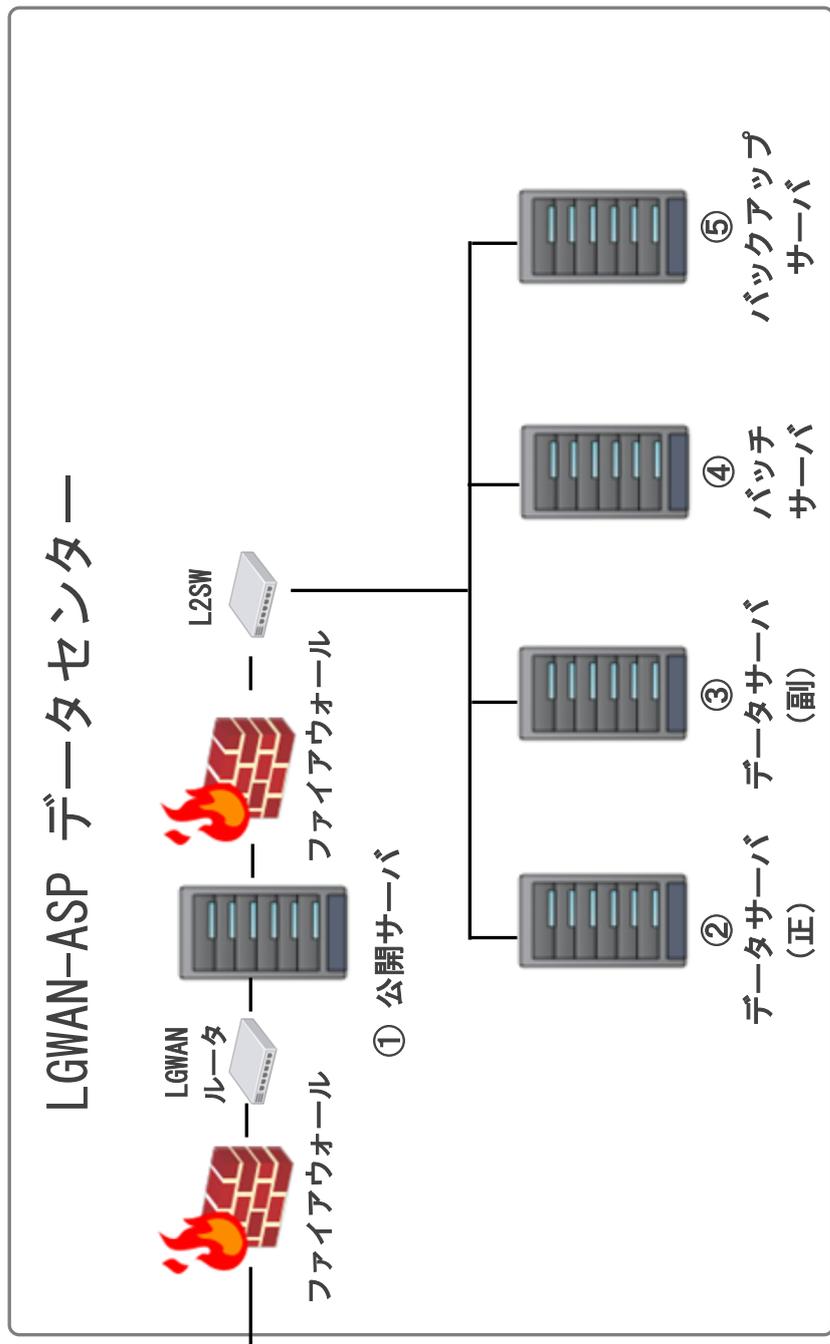
LGWAN-ASP データセンターとデータの流れ

(別紙ー1)



(久留米市会計年度任用職員データ管理とデータの流れ)
 久留米市 ⇄ LGWAN ⇄ データセンター

- ① 公開サーバ ……WEB制御
- ② データサーバ (正) ……データの格納 (正)
- ③ データサーバ (副) ……データの格納 (副)
- ④ バッチサーバ ……給与計算、帳票作成など一括処理
- ⑤ バックアップサーバ ……データのバックアップ保管



総合行政ネットワーク「LGWAN」
 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) が運用する行政専用のネットワークです。
 地方公共団体の組織内ネットワークが相互に接続され、セキュアなネットワーク上で利用できる仕組みです。

会計年度任用職員システム LGWAN 運用における安全性

- ① ファイアウォールによる防御
 - LGWANの各種サーバ群をファイアウォールによって侵入の脅威から防御しています。
- ② 通信経路の暗号化による盗聴防止
 - LGWANの通信経路を暗号化し、盗聴防止策としています。
- ③ 侵入検知機能 (IDS : Intrusion Detection System)
 - LGWANにおいては、地方公共団体間、都道府県ノード間での直接通信を制限し、全ての通信を侵入検知機能 (IDS) で監視することで、不正アクセスの検知を行っています。
- ④ LGWAN-SOC (LGWAN Security Operation Center) 設置
 - 専門家による24時間365日のセキュリティ監視を行っています。
- ⑤ 公開鍵基盤 (PKI ※) による組織認証の実施
 - 認証技術による情報の「盗聴」「改ざん」「なりすまし」「事後否認」を防止しています。

※ P K I : Public Key Infrastructure 公開鍵暗号方式の仕組みを利用したインターネット上で安全にやりとりを行うセキュリティのインフラ (基盤) のことです。

4子保第1200号
令和4年7月21日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 原 口 新 五
(子ども未来部子ども保育課)

諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

保育所・幼稚園の現況届確認業務及び給付認定申請書の入力業務において、現況届及び保育・教育給付認定申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【諮問案件 2】

保育所・幼稚園の現況届確認業務及び給付認定申請書の入力業務において、現況届及び保育・教育給付認定申請書に記載された個人情報をも民間事業者が設置・管理するA I - O C Rサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：子ども未来部子ども保育課

1 業務概要

(1) 保育所・幼稚園の現況届確認業務

本市では、保育の必要性を確認することを目的として、保育所又は幼稚園（以下「保育所等」という。）に児童が入所している保護者に、現在の家庭状況及び次年度の利用継続意思を示す書類（以下「現況届」という。）を年に一度提出していただいている。

当該業務の流れは以下の通りである。

- ① 現況届と保育システム（※1）に登録されている保護者情報に差異がないか（保育認定に変更がないか、ひとり親になっていないか等）、1件ずつ確認する。
- ② 現況届と保育システム登録情報に差異があるものについて、保育システムの登録情報を変更する。

現況届約8,400件（保育所：約7,300件、幼稚園：約1,100件）を、10月下旬から12月上旬のおよそ1か月半の間に確認を行う必要があり、日中の作業だけではほとんど処理しきれない状況である。

そこで、A I - O C R（※2）を導入して現況届の情報をエクセルデータ化し、保育システムの登録情報と突合させることにより、確認業務を効率化したいと考えている。

※1 保育システム：保育の認定及び保育所等の入所管理を行っているシステム

※2 A I - O C R：手書きの書類や帳票の文字を読み取り、デジタル文字に変換する技術。A I 技術を活用することでより高い精度の文字認識を可能にする。

(2) 保育所等の保育・教育給付認定申請書入力業務

本市では、4月から新たに保育所等の利用を希望する保護者から保育・教育給付認定申請書（以下「申請書」という。）を提出していただき、保育・教育給付認定の審査及び入力を行っている。

当該業務の流れは以下の通りである。

【保育所の申請書】

- ① 11月初旬から12月中旬にかけて第1次受付を行い、申請書を審査する。
- ② 1月中旬までに、申請書の情報を1件ずつエクセルに入力し、R P A（※3）を活用してエクセルから保育システムに登録する。
- ③ 第1次受付終了後から2月下旬にかけて第2次受付を行い、申請書を審査する。

- ④ 3月下旬までに、申請書の情報を1件ずつエクセルに入力し、RPAを活用してエクセルから保育システムに登録する。

【幼稚園の申請書】

- ① 12月上旬から3月中旬にかけて保護者から提出された申請書を審査する。
② 3月下旬までに申請書の情報を1件ずつエクセルに入力する。
③ エクセルに入力した情報を、RPAを活用し保育システムに登録する。

保育所等の利用については、約2,100件（保育園：約1,600件、幼稚園：約500件）の申請がある。申請締切直後に入所選考・通知書の発送等を行うため、申請の受付と併行して短期間で入力する必要があり、日中の作業だけではほとんど処理しきれない状況である。

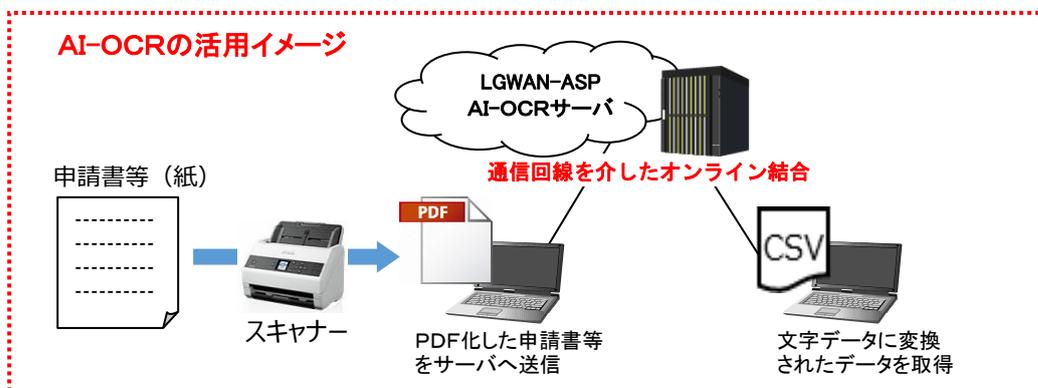
そこで、AI-OCRを導入し、入力業務の自動化を進めることにより、業務を効率化したいと考えている。

※3 RPA：定型的なパソコン操作を記録して、人の代わりに自動で作業するソフトウェア

AI-OCRを導入した場合の業務の流れは以下の通りである。

保護者から提出された現況届及び申請書をスキャナーでPDF化した後、業者が保有するAI-OCRサーバに送信（オンライン結合）し、文字データに変換した後、本市のPCに格納する。その後、（1）保育所・幼稚園の現況届確認業務においては、現況届と保育システムの登録情報を突合し、情報に差異があるものを抽出し、保育システムに登録されている保護者情報を変更する。（2）保育所等の保育・教育給付認定申請書入力業務においては、RPAを用いて保育システムに登録する。

上記2つの業務における、AI-OCRサーバへのデータ送信について、オンライン結合の承認を求めるものである。



2 公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

AI-OCRの導入により、次の効果を見込んでいる。

- ・入力ミスの軽減、正確性の向上
- ・自動化による業務処理時間の削減、繁忙期の業務軽減

AI-OCRを導入するためには、通知書に記載された個人情報を含む情報をオンライン結合によりAI-OCRサーバへ提供する必要があり、当該オンライン結合には公益上の必要性がある。

3 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

(1) ネットワークの安全性について

庁内のシステムとAI-OCRサーバとは、専用回線に接続されており、外部のインターネット環境とは切り離されたLGWAN（※4）環境下にある。

※4 LGWAN：自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用のネットワークである。情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一定のセキュリティを設けているため通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

(2) システムの安全性について

AI-OCRサーバへ送信された現況届及び申請書のPDFデータは、5日でサーバ内から完全に削除される。これは、AI-OCRの提供事業者が定めている仕様であり、ユーザ側でサーバ上のデータを物理削除できないようになっている。また、AI-OCRサーバ設置・管理業者においては、セキュリティ対策としてネットワークペネトレーションテスト（※5）の実施、ファイアウォール（※6）によるアクセス制御、WAF（※7）によるセキュリティ強化、IPS（※8）による不正アクセスの検知等の措置が講じられている。

※5 ネットワークペネトレーションテスト：実際に既知の技術を用いてシステムへの侵入を試みることで、システムに脆弱性がないかどうかをテストする手法のこと。

※6 ファイアウォール：ネットワーク保護のため、外部からの攻撃を阻止し、及び内部からの望まない通信を防ぐシステム

※7 WAF：ファイアウォールの一種で、従来のファイアウォールでは防げないウェブアプリケーションに対する不正な攻撃を防御するためのシステム

※8 IPS：不正侵入防御システムのことで、不正なアクセスを検知し、通信を遮断する役割を担う。

(3) 物理的な安全性について

AI-OCRサーバ保有・管理業者においては、物理的な安全管理措置として、AI-OCRサーバを保管しているデータセンターへの入館者は最小限とし、入館の際はプロジ

ェクトリーダーと責任者の承諾を得る等の措置が講じられている。また、A I - O C R サーバを格納するラックは施錠し、鍵を使用できる者を制限し、作業状況は、常時監視カメラで記録することとしている。

4 提供する個人情報の内容

資料1に記載された個人情報

5 実施時期（個人情報利用期間）

審議会承認後

資料1 提供する個人情報

別添する「現況届兼利用申請書【2号・3号認定用】」中、以下の情報

個人情報
保護者氏名、対象児童の氏名、生年月日、年齢、性別、続柄、認定証番号、現住所、現在入所中の施設名、自宅（その他）の電話番号、保護者の電話番号、継続・転園・退所の区分、世帯員の氏名、続柄、生年月日、同居・別居の状況、勤務先・就学先等の状況、別居の状況、世帯の生活保護受給の有無、ひとり親世帯の該当有無、同居の障害者の有無、保護者の保育認定事由、保護者の就労等（就学）時間、利用を希望する認定区分

別添する「現況届【1号認定用】」中、以下の情報

個人情報
保護者の氏名、対象児童の氏名、生年月日、年齢、性別、続柄、認定証番号、現住所、現在入所中の施設名、自宅（その他）の電話番号、保護者の電話番号、世帯員の氏名、続柄、生年月日、同居・別居の状況、勤務先・就学先等の状況、別居の状況、世帯の生活保護受給の有無、ひとり親世帯の該当有無、同居の障害者の有無

別添する「教育・保育給付認定申請書（施設利用申請書兼児童台帳）【2号・3号認定用】」（保育所用）中、以下の情報

個人情報
保護者氏名、利用を希望する認定区分、対象児童の氏名、生年月日、年齢、性別、続柄、障害手帳の有無、療育手帳の有無、特別児童扶養手当受給の有無、健康状況、対象児童の住民コード（欄外に記入）、住所、認定証番号、現在の保育の状況、現在入所中の施設名、保護者の電話番号、その他電話番号、世帯員の氏名、続柄、生年月日、同居・別居の状況、勤務先・就学先等の状況、別居の状況、世帯の生活保護受給の有無、ひとり親世帯の該当有無、同居の障害者の有無、利用を希望する期間・時間、保護者の保育認定事由、保護者の就労等（就学）時間、育児休業の有無、兄弟姉妹保育園利用の有無、生計中心者の失業の有無、入園後の通園手段、入園希望施設、保育の点数、備考

別添する「教育・保育給付認定申請書（施設利用申請書兼児童台帳）【1号認定用】」（表）中、以下の情報

個人情報
保護者氏名、対象児童の氏名、生年月日、年齢、性別、続柄、障害手帳の有無、療育手帳の有無、特別児童扶養手当受給の有無、対象児童の住民コード（欄外に記入）、住所、現在入所中の施設名、利用が内定している施設名、保育所（認定こども園の保育所部分）への同時申込状況、保護者の電話番号、その他電話番号、世帯員の氏名、続柄、生年月日、同居・別居の状況、勤務先・就学先等の状況、別居の状況、世帯の生活保護受給の有無、ひとり親世帯の該当有無、同居の障害者の有無、入所日（欄外に記入）

久留米市長 宛て 申請(記入)日 令和 年 月 日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る現況を届け出ます。
また、保育所等の施設利用もあわせて申請します。

保護者氏名 _____

保育区分	生年月日	令和4年(西暦)	性別	保護者との続柄	認定証番号(市記入欄)
児童名	年 月 日 () 歳		男・女		
現住所	久留米市			電話番号	
現在入所中の施設名	自宅			-	
	父の持ち分			-	
	母の持ち分			-	

1 来年度の保育所等の利用について

区分	説明	提出書類
<input type="checkbox"/> 継続	引き続き現在入所中の施設の利用を希望する	・現況届兼利用申請書(この書類) ・保育が必要なことを証明する書類 ・保育料の算定に必要な書類(療育手帳など該当する方のみ)
<input type="checkbox"/> 転園	次年度からの転園を希望する	・現況届兼利用申請書(この書類) ・保育が必要なことを証明する書類 ・保育料の算定に必要な書類(療育手帳など該当する方のみ) ・転園申請書
<input type="checkbox"/> 退所	久留米市外に転出や幼稚園に通うなどの予定があり、保育所等を退所する	・現況届兼利用申請書(この書類) ・保育が必要なことを証明する書類 ・保育料の算定に必要な書類(療育手帳など該当する方のみ) ・退所届(但し、同施設の保育認定から教育認定に変更する方は不要)

以下の欄について現在の状況を記入ください。なお、前回の申請内容と変更がある方は、別途「教育・保育給付認定申請内容変更申請書【2号・3号認定用】」も記入のうえご提出ください。

2 世帯の状況(申請(申込)日時点の児童以外すべての同一世帯員を記入ください。また、別居の兄弟姉妹も記入ください。)

※ 両親(父及び母)の一方が別居の場合、住民票上も別居であっても必ず記載し、「別居」を○で囲んでください。(例: 単身赴任、離婚調停中など)
※ 建物別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなしますので、該当者がいる場合は記入ください。

※ 申込児童以外の同一世帯員が6名以上お入り記入できない場合は、申請書をもう1枚記入ください。2枚目はこの部分のみ記入いただければ結構です。

入所児童の家庭の状況	氏名	児童との続柄	生年月日	同居 別居	出稼・勤務先・就学先等の状況 下段・別居の状況
	①			年 月 日	同居 別居 ()
②			年 月 日	同居 別居 ()	
③			年 月 日	同居 別居 ()	
④			年 月 日	同居 別居 ()	
⑤			年 月 日	同居 別居 ()	
生活保護の受給	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		ひとり親世帯の該当		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
同居の障害者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (氏名 _____)				

3 税情報等の提供に当たっての署名欄

久留米市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付・副食費の免除に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を見ることが、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 _____

4 保育の利用を必要とする理由等

父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 病気・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()
就労等(就学)時間	時 分 ~ 時 分まで
母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 病気・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()
就労等(就学)時間	時 分 ~ 時 分まで
利用を希望する認定区分	2号(保育が必要な3歳以上児童) <input type="checkbox"/> 標準時間(11時間まで) <input type="checkbox"/> 短時間(8時間まで)
	3号(保育が必要な3歳未満児童) <input type="checkbox"/> 標準時間(11時間まで) <input type="checkbox"/> 短時間(8時間まで)

*久留米市記載欄	受付	入力	確認
----------	----	----	----

久留米市長 宛て 申請(記入)日 令和 年 月 日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る現況を届け出ます。

保護者氏名 _____

ふりがな		生年月日	令和(年)月(日)時分	性別	保護者との続柄	認定証番号(市記入欄)	
児童名		年 月 日 () 歳		男・女			
現住所	久留米市					電話番号	
						父	- -
現在入所中の施設名						母	- -
						その他()	- -

以下の欄について現在の状況を記入ください。なお、前回の申請内容と変更がある方は、別途「教育・保育給付認定申請内容変更申請書【1号認定用】」も記入のうえご提出ください。

- 1 世帯の状況(申請(申込)日時点の児童以外すべての同一世帯員を記入ください。また、別居の兄弟姉妹も記入ください。)
- ※ 両親(父及び母)の一方が別居の場合、住民票上も別居であっても必ず記載し、「別居」を○で囲んでください。(例: 単身赴任、離婚調停中など)
 - ※ 建物が別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなしますので、該当者がいる場合は記入ください。
 - ※ 申込児童以外の同一世帯員が6名以上お入り記入できない場合は、申請書をもう1枚記入ください。2枚目はこの部分のみ記入いただければ結構です。

入所児童の家庭の状況	ふりがな	児童との続柄	生年月日	同居 別居	上級・勤務先・就学先等の状況	
	氏名				市外・別居の状況	
①			年 月 日	同居		
				別居	□市内 □市外(市町村名:)	
②			年 月 日	同居		
				別居	□市内 □市外(市町村名:)	
③			年 月 日	同居		
				別居	□市内 □市外(市町村名:)	
④			年 月 日	同居		
				別居	□市内 □市外(市町村名:)	
⑤			年 月 日	同居		
				別居	□市内 □市外(市町村名:)	
生活保護の受給		□無 □有		ひとり親世帯の該当		□無 □有
同居の障害者の有無		□無 □有 (氏名)				

2 税情報等の提供に当たっての署名欄

久留米市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付・副食費の免除に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 _____

*久留米市記載欄	受付	入力	確認
----------	----	----	----

(表)

教育・保育給付認定申請書(施設利用申請書兼児童台帳)【2号・3号認定用】

R4
新規

久留米市長 宛て 申請(申込)日 令和 年 月 日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。
また、保育所等の入所希望の場合は、施設利用もあわせて申請します。

保護者氏名 _____

利用を希望する認定区分	2号(保育が必要な3歳以上児童) <input type="checkbox"/> 標準時間(11時間まで) <input type="checkbox"/> 短時間(8時間まで)	3号(保育が必要な3歳未満児童) <input type="checkbox"/> 標準時間(11時間まで) <input type="checkbox"/> 短時間(8時間まで)
ふりがな	生年月日	性別
児童名	年 月 日	男・女
	令和4年4/1時点()歳	
健康状況	障害や病状	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 身体的障害(手足・視覚・聴覚) 症状・病名()
	発達等気になること	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (ことば・落ち着きがなく動き回る・こだわりが強い・)
	健診時の要観察項目	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容:)
	食物アレルギー	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容:)
現住所	電話番号	
令和3年1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 久留米市内 <input type="checkbox"/> 久留米市外()市・区・町・村	父
令和4年1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 久留米市内 <input type="checkbox"/> 久留米市外()市・区・町・村	母
認定証番号(市記入欄)		
現在の保育の状況	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 届出保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり・預かり保育 <input type="checkbox"/> 事業所内保育 <input type="checkbox"/> 家庭等	現在入所中の施設名

1 世帯の状況(利用を希望する期間の初日時点の児童以外すべての同一世帯員を記入ください。また、別居の兄弟姉妹も記入ください。)
※ 両親(父及び母)の一方が別居の場合、住民票上も別居であっても必ず記載し、「別居」を○で囲んでください。(例:単身赴任、離婚調停中など)
※ 建物が別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなしますので、該当者がいる場合は記入ください。
※ 申込児童以外の同一世帯員が6名以上お記入できない場合は、申請書をもう1枚記入ください。2枚目はこの部分のみ記入いただければ結構です。

ふりがな	児童の性別	生年月日	同居別居	
			同居	別居
①		年 月 日	同居	
			別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)
②		年 月 日	同居	
			別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)
③		年 月 日	同居	
			別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)
④		年 月 日	同居	
			別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)
⑤		年 月 日	同居	
			別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)
生活保護の受給	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	ひとり親世帯の該当	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
同居の障害者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(氏名)			

2 税情報等の提供に当たっての署名欄

久留米市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定、副食費の免除に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を見ることが、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 _____

3 保育の利用を必要とする理由等

利用を希望する期間	令和 年 月 日 から	<input type="checkbox"/> 小学校就学前まで
	※ならし保育希望の方は、ならし保育開始日を記載ください	<input type="checkbox"/> 年 月 日 まで
利用を希望する時間	時 分(登園) から 時 分(お迎え) まで	
父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 病気・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()	
就労等(就学)時間	時 分 ~ 時 分 まで	
母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 病気・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()	
就労等(就学)時間	時 分 ~ 時 分 まで	
育児休業明け	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(年 月 日復帰予定)	
兄弟姉妹保育園利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(保育園)	
生計中心者の失業	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(雇用保険支払証明書等の写しを提出ください。)	
入所後の通園手段	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 電車 <input type="checkbox"/> その他(およそ 分)	

※裏面もご記入ください。

(表)
 教育・保育給付認定申請書(施設利用申請書兼児童台帳)
 【1号認定用】

R4新規

久留米市長 宛て 申請(申込)日 令和 年 月 日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。
 保護者氏名 _____

ふりがな	生年月日	性別	児童との続柄	障害手帳の有無	保育手帳の有無	特別児童扶養手当受給の有無
児童名	年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
	令和4年4/1時点 () 歳					
現住所				電話番号		
				父	-	-
令和3年1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 久留米市内 <input type="checkbox"/> 久留米市外 () 市・区・町・村			母	-	-
令和4年1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 久留米市内 <input type="checkbox"/> 久留米市外 () 市・区・町・村			その他	-	-
認定証番号(市記入欄)						
現在の保育の状況	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 届出保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり・預かり保育 <input type="checkbox"/> 事業所内保育 <input type="checkbox"/> 家庭等			現在入所中の施設名		
利用が内定している施設名	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(園名:) <small>保育所(認定こども園)の保育所部分への同時申込</small>					

- 1 世帯の状況(利用を希望する期間の初日時点の児童以外のすべての世帯員を記入ください。また、別居の兄弟姉妹も記入ください。)
- ※ 両親(父及び母)の一方が別居の場合、住民票上も別居であっても必ず記載し、「別居」を○で囲んでください。(例:単身赴任、離婚調停中など)
 - ※ 建物が別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなしますので、該当者がいる場合は記入ください。
 - ※ 申込児童以外の同一世帯員が7名以上お入り記入できない場合は、申請書をもう1枚記入ください。2枚目はこの部分のみ記入いただければ結構です。

入所児童の家庭の状況	ふりがな	児童との続柄	生年月日	同居 別居	正職・勤続先・就学先等の状況 正職・別居の状況
	氏名		年 月 日	同居	
	①			別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)
	②		年 月 日	同居	
				別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)
	③		年 月 日	同居	
				別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)
	④		年 月 日	同居	
				別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)
	⑤		年 月 日	同居	
				別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)
	⑥		年 月 日	同居	
				別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)
生活保護の受給	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		ひとりの親世帯の該当	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
同居の障害者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (氏名 _____)				

2 税情報等の提供に当たっての署名欄

久留米市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定、副食費の免除に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報をご覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 _____

令和3年度久留米市情報公開制度の運用状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1 公文書の開示請求の内訳

令和3年度における公文書の開示請求は、579件でした。

開示の方法は、閲覧請求が17件、写しの交付請求が410件、閲覧及び写しの交付請求が152件となっています。

公文書の開示請求の内訳 (単位：件)

請求件数	開示方法			
	閲覧	写しの交付	閲覧及び写しの交付	視聴
579	17	410	152	0

2 公文書の開示請求に係る処理の内訳

令和3年度における開示請求(579件)の処理の内訳をみると、開示したものが298件、不開示が3件、部分開示が173件、存否応答拒否が1件、不存在が98件となっています。

なお、審査請求は行われていません。

文書請求に係る処理の内訳 (単位：件)

区分	請求件数	処理の内訳							審査請求
		開示	不開示	部分開示	存否拒否	不存在	取り下げ	その他	
(市内)	381	161	3	127	1	87	2	0	0
(市外)	198	137	0	46	0	11	4	0	
合計	579	298	3	173	1	98	6	0	

3 部分開示・不開示・存否応答拒否・不存在文書の内訳

令和3年度の情報公開請求で部分開示(173件)とされたものの理由をみると、個人情報(条例第7条第1号)が135件、法人等情報(同条第2号)が96件、審議・検討等に関する情報(同条第3号)が2件、事務又は事業に関する情報(同条第4号)が5件、公共の安全等に関する情報(同条第5号)が8件、法令秘等に関する情報(同条第6号)が1件、任意提供に関する情報(同条第7号)が7件となっています。(理由は一部重複するため合計数は部分開示件数とは異なります。)

また、不開示の件数は3件、存否応答拒否の件数は1件、不存在の件数は98件でした。

部分開示・不開示・存否応答拒否・不存在文書の内訳

部分開示 (173 件)

【実施機関：市長】

所管部局	件数	条例 7 条該当号及び件数の内訳	
総合政策部	1	第 4 号	1
総務部	6	第 1 号	3
		第 2 号	1
		第 1 号・第 2 号該当	2
協働推進部	7	第 1 号	5
		第 2 号	1
		第 1 号・第 2 号該当	1
市民文化部	45	第 1 号	33
		第 2 号	7
		第 6 号	1
		第 1 号・第 2 号該当	4
健康福祉部	19	第 1 号	3
		第 2 号	4
		第 1 号・第 2 号該当	5
		第 1 号・第 4 号該当	1
		第 2 号・第 5 号・第 7 号該当	2
		第 1 号・第 2 号・第 5 号・第 7 号該当	4
健康福祉部保健所	12	第 1 号	3
		第 2 号	2
		第 1 号・第 2 号該当	6
		第 1 号・第 3 号該当	1
子ども未来部	4	第 2 号	3
		第 7 号	1
環境部	12	第 1 号	1
		第 2 号	1
		第 1 号・第 2 号該当	8
		第 1 号・第 2 号・第 5 号該当	2
農政部	8	第 1 号	5
		第 2 号	1
		第 1 号・第 2 号該当	2
商工観光労働部	1	第 2 号	1

都市建設部	21	第1号	7
		第2号	3
		第1号・第2号該当	10
		第3号・第4号該当	1
北野総合支所	3	第1号	3
城島総合支所	4	第2号	4

【実施機関：企業管理者】

所管部局	件数	条例7条該当号及び件数の内訳	
上下水道部	19	第2号	2
		第4号	1
		第1号・第2号該当	16

【実施機関：教育委員会】

所管部局	件数	条例7条該当号及び件数の内訳	
教育部	8	第1号	5
		第4号	1
		第1号・第2号該当	2

【実施機関：選挙管理委員会事務局】

所管部局	件数	条例7条該当号及び件数の内訳	
選挙管理委員会事務局	2	第1号	1
		第1号・第2号該当	1

【実施機関：土地開発公社】

所管部局	件数	条例7条該当号及び件数の内訳	
土地開発公社	1	第1号・第2号該当	1

※凡例 「条例7条該当号」（部分開示等の理由）

第1号 ⇒ 個人に関する情報

第2号 ⇒ 法人等に関する情報

第3号 ⇒ 審議、検討等に関する情報

第4号 ⇒ 事務又は事業に関する情報

第5号 ⇒ 公共の安全等に関する情報

第6号 ⇒ 法令秘等に関する情報

第7号 ⇒ 任意提供に関する情報

第8号 ⇒ 社会的差別に関する情報

不開示（3件）

【実施機関：市長】

市民文化部 1件（条例第7条第1号・第6号該当）

【実施機関：教育委員会】

教育部 2件（条例第7条第1号、条例第7条第4号該当）

存否応答拒否（1件）

【実施機関：教育委員会】

教育部 1件

不存在（98件）

【実施機関：市長】

総合政策部 3件、総務部 4件、市民文化部 67件、健康福祉部保健所 8件、
環境部 3件、都市建設部 7件、城島総合支所 1件

【実施機関：企業管理者】

上下水道部 3件

【実施機関：教育委員会】

教育部 2件

4 一般の利用に供することを目的とする情報の提供

久留米市情報公開条例における公文書以外の文書（一般の利用に供することを目的とする情報（都市計画図、道路台帳、官民境界確定図、下水道台帳、行政資料など）をいう。）について、久留米市情報公開条例に規定する開示等請求手続とは別の手続により提供した情報の件数は次のとおりでした。

情報提供の内訳

（単位：件）

閲覧	写しの交付	刊行物有償頒布	計
585	15,003	91	15,679

5 情報公開コーナー別公文書開示等請求状況

各情報公開コーナーの公文書開示請求状況は、市民文化部 135件で最も多く、次いで健康福祉部保健所 91件、企業局上下水道部 84件、都市建設部 79件、教育部 30件、環境部 28件、総務部 25件、健康福祉部 24件 等となっています。

情報公開コーナー別請求件数

(単位：件)

実施機関	情報公開コーナー	開示請求	情報提供	計
市長	総合政策部情報公開コーナー	6	1	7
	総務部情報公開コーナー	25	3	28
	協働推進部情報公開コーナー	14	0	14
	秘書室情報公開コーナー	0	0	0
	会計室情報公開コーナー	0	0	0
	市民文化部情報公開コーナー	135	0	135
	シティプラザ情報公開コーナー	1	1	2
	健康福祉部情報公開コーナー	24	0	24
	健康福祉部保健所情報公開コーナー	91	0	91
	子ども未来部情報公開コーナー	6	0	6
	環境部情報公開コーナー	28	0	28
	農政部情報公開コーナー	15	0	15
	商工観光労働部情報公開コーナー	6	0	6
	都市建設部情報公開コーナー	79	6,063	6,142
	田主丸総合支所情報公開コーナー	5	0	5
	北野総合支所情報公開コーナー	7	0	7
	城島総合支所情報公開コーナー	11	0	11
	三瀨総合支所情報公開コーナー	3	0	3
企業管理者	上下水道部情報公開コーナー	84	9,611	9,695
教育委員会	教育部情報公開コーナー	30	0	30
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局情報公開コーナー	3	0	3
公平委員会	公平委員会事務局情報公開コーナー	1	0	1
監査委員	監査委員事務局情報公開コーナー	0	0	0
農業委員会	農業委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
議会	議会事務局情報公開コーナー	4	0	4
土地開発公社	土地開発公社情報公開コーナー	1	0	1
固定資産評価 審査委員会	固定資産評価審査委員会事務局情報公開 コーナー	0	0	0
	合計	579	15,679	16,258

注 「情報公開コーナー」とは、各部局（27か所）の総務等に設置する情報公開の窓口をいう。

6 審査請求の状況

令和3年度の審査請求件数は、0件でした。

審査請求の状況

審査請求の内容	実施機関 の処分	情報公開、個人情報保護審査会		
		諮問年月日	答申年月日	答申内容
—	—	—	—	—

7 情報公開・個人情報保護審査会の状況

令和3年度は、情報公開・個人情報保護審査会を開催しませんでした。

情報公開・個人情報保護審査会

回数	開催日・場所	会議内容及び諮問事項
—	—	—

8 職員研修及び意識啓発の状況

令和3年4月 新規採用職員への情報公開制度の研修（集合研修は行わず資料提供のみ）

令和3年5月 任期付非常勤職員への情報公開制度の研修（集合研修は行わず資料提供のみ）

令和3年度久留米市個人情報保護条例の運用状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1 個人情報業務の登録状況

実施機関からの個人情報保管等に係る業務の届出件数は、下記のとおりです。令和3年度の件数は、登録が9件、変更が1件、廃止が0件となっています。

(単位 件)

実施機関	登録	変更	廃止
市長	9	1	0
企業管理者	0	0	0
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
合計	9	1	0

参考 令和3年度個人情報業務の登録をした業務名

	登録区分	業務の名称	所管課
1	開始	幼児教育・保育の無償化による認定業務	子ども未来部子ども保育課
2	開始	副食費補足給付費交付業務	子ども未来部子ども保育課
3	開始	統合型地理情報システム運用業務	総務部情報政策課
4	開始	久留米市感染症拡大防止対策強化補助金業務	商工観光労働部商工政策課
5	開始	久留米市事業継続緊急支援金業務	商工観光労働部商工政策課
6	開始	産業団地整備事業	商工観光労働部企業誘致推進課
7	開始	特定創業支援事業の証明発行業務	商工観光労働部新産業創出支援課
8	開始	久留米市養育費確保支援業務	子ども未来部家庭子ども相談課
9	開始	中央図書館施設内防犯カメラ画像の保存及び管理	市民文化部中央図書館
10	変更	久留米市子育て短期支援事業	子ども未来部家庭子ども相談課

2 自己情報の開示等請求の状況

自己に関する個人情報の開示等請求状況は、下記のとおりです。

令和3年度の請求件数は、152件であり、開示請求151件、訂正請求1件となっています。開示請求の内訳は、閲覧39件、写しの交付91件、閲覧・写しの交付21件となっており、処理状況は、全部承諾86件、一部承諾48件、不存在17件、拒否0件、取下げ0件となっています。訂正請求の処理状況は拒否1件となっています。

区分		請求件数	処理の内訳				
			承諾	一部承諾	不存在	拒否	取下げ
開示	閲覧	39	36	3	0	0	0
	写しの交付	91	40	44	7	0	0
	閲覧・写しの交付	21	10	1	10	0	0
	視聴	0	0	0	0	0	0
訂正		1	0	0	0	1	0
利用の停止		0	0	0	0	0	0
消去		0	0	0	0	0	0
提供の停止		0	0	0	0	0	0
合計		152	86	48	17	1	0

一部承諾・拒否・不存在文書の内訳

一部承諾（48件）

【実施機関：市長】

所管部局	件数	条例14条の2第1項該当号及び件数の内訳	
総務部	2	第1号	1
		第6号	1
市民文化部	10	第1号	5
		第2号	2
		第1号・第2号該当	2
		第1号・第2号・第6号・第8号該当	1
健康福祉部	34	第1号	32
		第1号・第2号該当	1
		第1号・第6号・第8号該当	1
子ども未来部	2	第8号	1
		第2号・第3号該当	1

※凡例 「条例14条の2第1項該当号」（一部承諾の理由）

- 第1号 ⇒ 個人に関する情報
- 第2号 ⇒ 法人等に関する情報
- 第3号 ⇒ 法令秘等に関する情報
- 第4号 ⇒ 国等からの委託等に関する情報
- 第5号 ⇒ 審議・検討等に関する情報
- 第6号 ⇒ 事務又は事業に関する情報
- 第7号 ⇒ 公共の安全等に関する情報
- 第8号 ⇒ 個人の評価等に関する情報

不存在（17件）

【実施機関：市長】 市民文化部 8件、健康福祉部 9件

拒否（1件）

【実施機関：市長】 健康福祉部 1件

3 目的外利用・外部提供の届出状況

令和3年度の目的外利用・外部提供の届出状況は、下記のとおりです。目的外利用が12件、外部提供が448件となっています。

実施機関	目的外利用	外部提供
市長	11	317
企業管理者	0	113
教育委員会	1	18
選挙管理委員会	0	0
公平委員会	0	0
監査委員	0	0
農業委員会	0	0
固定資産評価委員会	0	0
議会	0	0
土地開発公社	0	0
合計	12	448

目的外利用12件の内訳は、本人同意が1件、子育て世帯生活支援特別給付金の支給業務及びワクチン接種業務においてコロナ禍の影響に対応するために条例第9条第3項第3号（生命等の保護）を適用したものが2件、審議会の答申によるものが6件、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律を根拠に行った子育て世帯生活支援給付金など法律に基づくものが3件となっています。

条例第9条第3項第3号（生命等の保護）適用2件の内訳

利用先業務名	目的外利用した業務	目的外利用した項目
子育て世帯生活支援特別給付金給付業務	児童扶養手当支給業務	子育て世帯生活支援特別給付金支給対象者のうち、受給者氏名、住所、児童の氏名、生年月日 等
新型コロナウイルスワクチンの接種業務	住民基本台帳業務	接種対象者の住民基本台帳情報（宛名コード、個人番号、生年月日、性別）

4 審査請求の状況

令和3年度には、審査請求はありませんでした。

5 情報公開・個人情報保護審議会の状況

令和3年度は、情報公開・個人情報保護審議会を6回開催しました。

回数	開催日・場所	会議内容及び諮問事項	結論
1	令和3年4月20日 職員会館メルクス2 階中小会議室 令和3年4月26日 えーるピア久留米 205 学習室 (2回に分けて開催)	<p>諮問案件の審議</p> <p>(1)粗大ごみ収集業務において、ごみ収集支援システムのリプレイスに伴い、粗大ごみ収集申込者の情報を業者が設置・管理するクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について</p> <p>(2)食品営業許可業務において、クラウドサーバを活用した食品衛生申請等システムの導入に伴い、食品営業許可申請者等の情報をクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について</p> <p>(3)久留米市個人番号カードWeb予約システム導入業務において、個人番号カードの交付対象者に関する情報を業者が設置・管理する個人番号カードWeb予約システムのサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について</p> <p>(4)AI-OCR及びRPAの導入対象の14業務において、申請書等に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について</p> <p>(5)独立行政法人水資源機構からの求めに応じた農地台帳上の情報の提供について</p> <p>① 農地台帳上の情報のうち、農地所有者、農地に設定された賃借権等の権利者及び耕作者の住所を外部提供することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4号)及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否(条例第9条第4項ただし書)について</p> <p>② 農業委員会が保有する農地台帳上の情報をオンライン結合等(磁気記録媒体)により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について</p> <p>(6)市民課が保有する住民基本台帳に係る情報(15歳以上の者の情報に限る。)を安全安心推進課が目的外利用することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4号)について</p> <p>(7)障害者福祉課が保有する障害者支援施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所者に関する情報、長寿支援課が保有する養護老人ホームへの入所者に関する情</p>	<p>全件承認</p>

		<p>報、介護保険課が保有する特別養護老人ホーム、特定施設及び介護保険施設への入所者に関する情報、並びにこども子育てサポートセンターが保有する妊産婦に関する情報を保健所健康推進課が目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）並びに目的外利用に係る本人通知の省略の適否（同条第4項）について</p> <p>(8) 検診等の受診勧奨に係る分析及び勧奨通知の作成を委託することに伴い、検診等の対象者の情報を受託者が設置・管理するクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p>	
2	<p>令和3年7月26日 職員会館メルクス3 階会議室</p>	<p>諮問案件の審議</p> <p>(1) 子どもの笑顔給付金給付事業の実施に当たり、対象者を特定するため、こども子育てサポートセンター、健康推進課、学校教育課及び障害者福祉課が保有する個人情報、家庭子ども相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について</p> <p>(2) 母子保健事業や個別相談においてオンラインによる相談システムを導入することに伴い、個人情報をクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(3) 児童相談及び婦人相談においてオンラインによる相談システムを導入することに伴い、個人情報をクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(4) 統合型地理情報システム運用業務において、サーバ機器の入替えを行うに当たり、データ移行作業の受託業者に対しオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>情報公開・個人情報保護制度令和2年度運用状況報告（通年） 令和2年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告</p>	<p>全件 承認</p>
3	<p>令和3年9月14日 ～令和3年9月24日 書面決議</p>	<p>諮問案件の審議</p> <p>(1) 事業継続緊急支援金及び感染症拡大防止対策強化補助金の申請受付業務において、AI-OCR及びRPAの導入に伴い、申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る接種記録業務において、予診票に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p>	<p>全件 承認</p>

4	令和3年10月19日 ～令和3年11月9日 書面決議	<p>諮問案件の審議</p> <p>(1)り災証明書及び被災証明書の交付業務において、交付申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p>	承認
5	令和4年1月11日 職員会館メルクス2 階中小会議室	<p>諮問案件の審議</p> <p>(1)「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の確認書の作成及び送付業務を民間事業者へ委託するに当たり、市が保有する給付対象者の情報を、オンライン結合により受託事業者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p>	承認
6	令和4年1月25日 オンライン会議	<p>諮問案件の審議</p> <p>(1)介護認定調査業務において、介護認定申請者の個人情報をオンライン結合により受託業者に提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(2)久留米市個人情報保護条例第10条第1項第2号の規定によるオンライン結合等に関し、類型として諮問を行うもの</p> <p>類型案1 AI-OCR導入業務において、民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバにPDFデータ化された個人情報（センシティブ情報を除く。）を提供する場合</p> <p>類型案2 AI-OCR導入業務において、民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバに特定項目に係るPDFデータ化された個人情報を提供する場合</p> <p>(3)学童保育所運営業務において、AI-OCRの導入に伴い、入所申込書に記載された個人情報を、オンライン結合により民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバに提供すること及び文字データに変換された当該個人情報をオンライン結合により学童保育所運営事業の受託者に提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(4)保育料の徴収業務において、口座振替通知書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(5)災害義援金配分業務において、AI-OCRの導入に伴い、申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p>	一部承認 （(2)は不承認）

6 運用状況の公表

令和2年度の久留米市個人情報保護制度の運用状況は、令和3年7月30日に久留米市告示第390号で公表しました。なお、久留米市のホームページ上においても公表しています。

7 職員研修及び意識啓発

令和3年4月 新規採用職員への情報公開制度の研修（集合研修は行わず資料提供のみ）

令和3年5月 任期付非常勤職員への情報公開制度の研修（集合研修は行わず資料提供のみ）

特定個人情報の取扱いに関する監査結果

特定個人情報の取扱いに関する監査の結果は以下のとおりでした。

1. 監査実施期間 令和3年11月30日から令和3年12月10日まで

2. 監査員 下記メンバーで監査を実施した。

所属	氏名	担当
総務部総務課	大石 雄一	監査責任者
〃	吉本 真祐	監査員
〃	岡本 昌和	〃
〃	中島 大	〃
〃	仁田原 暁	〃
〃	石丸 和寛	〃
〃	渡邊 領	〃
〃	鶴田 紗耶	〃
総務部情報政策課	志岐 健一郎	〃
〃	大村 安章	〃
〃	井手 良輔	〃
〃	中道 健太	〃
〃	甲斐 裕幸	〃

3. 監査範囲

① 対象事務

久留米市において特定個人情報保護評価書の作成が義務付けられている事務のうち次に掲げる事務

- ・ 寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
- ・ 住民基本台帳に関する事務
- ・ 後期高齢者医療事務
- ・ 国民健康保険事務
- ・ 子ども医療費の支給事務
- ・ 重度障害者医療費の支給事務
- ・ ひとり親家庭等医療費の支給事務
- ・ 国民年金第1号、任意加入被保険者及び受給権者に関する各種届受付事務
- ・ 介護保険事務
- ・ 生活保護事務
- ・ 戦没者等遺族特別弔慰金受付事務
- ・ 健康診査、各種検診、歯科保健事業関係事務
- ・ 競輪事業における法定調書に係る事務
- ・ 公営住宅法による公営住宅の入居管理事務
- ・ 住宅地区改良法による改良住宅の入居管理事務
- ・ その他各総合支所市民福祉課が所管する事務

② 対象課等

- ・ 総務部総務課
- ・ 情報政策課
- ・ 市民課
- ・ 健康保険課
- ・ 医療年金課
- ・ 介護保険課
- ・ 生活支援第1課
- ・ 保健所健康推進課
- ・ 保健所地域保健課
- ・ 競輪事業課
- ・ 住宅政策課
- ・ 田主丸総合支所市民福祉課
- ・ 北野総合支所市民福祉課
- ・ 城島総合支所市民福祉課
- ・ 三潁総合支所市民福祉課

4. 監査基準

① 法律

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 等

② 条例

- ・ 久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- ・ 久留米市個人情報保護条例 等

③ 規則

- ・ 久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
- ・ 久留米市情報セキュリティ規則

④ ガイドライン等

- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
- ・ 特定個人情報保護評価書

5. 監査目的 特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン等により義務付けられている特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置が適切に実施されているかについて監査を行う。

6. 監査所見 下記の評価結果であった。

評価基準	判定
指摘事項	6件
助言	0件

7. 監査結論 監査の結果、次のとおりであった。

本市における特定個人情報の取扱いに関する監査を実施した結果、監査基準に照らし、6件の指摘事項があった。

本監査では、上記「3. 監査範囲」に掲げる特定個人情報保護評価書の作成が義務付けられている事務を対象として、監査を実施したが、直ちに特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係わる重大な事態、あるいは番号法に設けられた「特定個人情報の利用制限」「特定個人情報の安全管理措置等」及び「特定個人情報の提供制限等」の保護措置に対する違反に発展する可能性がある指摘はなかった。

しかしながら、昨年度と同様の指摘事項が見受けられるなど、特定個人情報等の取扱い、管理を適切に行わなければならないという意識が薄い課がある。これを機会に、速やかに指摘事項を是正するとともに、職員の意識醸成等の取組を実施してもらいたい。

以上

監査基準

【特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（別添）特定個人情報に関する安全管理措置】

②C 組織的安全管理措置

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる組織的安全管理措置を講じなければならない。

d 情報漏えい等事案に対応する体制等の整備

情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備する。

指摘事項

【対象】

住宅政策課

【指摘事項】

情報漏えい等の事案が発生した際の報告、連絡等について認識されていない事項がありました。情報漏えい等の事案が発生した際の報告、連絡等についてマニュアル等を定めるなど、情報漏えい等の事案に適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備してください。

監査基準

【特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（別添）特定個人情報に関する安全管理措置】

②E 物理的安全管理措置

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる物理的安全管理措置を講じなければならない。

b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。

指摘事項

【対象】

介護保険課

健康保険課

【指摘事項】

特定個人情報等が記録された書類が施錠できないキャビネットで保管されていました。特定個人情報等が記録された書類等は、盗難又は紛失等を防止するために、施錠可能なキャビネットで保管してください。

監査基準

【特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（別添）特定個人情報に関する安全管理措置】

2 F 技術的安全管理措置

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければならない。

b アクセス者の識別と認証

特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。

【久留米市情報セキュリティ規則】

第45条 職員は、自己の操作する情報システムの機器について設定され、自己が管理することとされるパスワード(以下この条において「自己管理パスワード」という。)に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己管理パスワードを秘密にし、当該パスワードの照会等には一切応じないこと。
- (2) 自己管理パスワードのメモを作らないこと。

指摘事項

【対象】

健康保険課
保健所健康推進課・地域保健課
田主丸総合支所市民福祉課

【指摘事項】

基幹系システムへのログイン用ID及びパスワードを類推させるような内容の付箋が端末の周辺に貼り付けられていました。このことにより、事務取扱担当者でない職員や、職員以外の第三者が不正に業務システムにログインする可能性があり、情報漏えいのリスクが高まることとなります。業務システムへのログイン用ID及びパスワードを類推させるような付箋は破棄し、今後作成しないようにしてください。